

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

令和 3 年 2 月 1 日
水・大気環境課

1 計画の概要

(1) 計画策定の経緯等

本計画は、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年 3 月公布、平成 15 年 4 月施行。以下「条例」という。）」第 7 条第 1 項の規定に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画として、平成 14 年 3 月に策定した。

その後、平成 22 年に水質の状況、計画に基づく事業の進捗状況等を踏まえながら当該計画の改定を行うとともに、平成 24 年に東日本大震災後の状況を踏まえ、当該計画の見直しを行った。

(2) 現在の計画の実施期間

平成 25 年度～令和 2 年度（平成 32 年度）の 8 年間

(3) 計画に定める事項

条例第 7 条第 2 項において、計画は以下の事項を定めることとされている。

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するための目標に関する事項
- 目標を達成するための施策に関する事項
- 上記のほか、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するために必要な事項

2 計画改定について

現計画の期間が終了することから、現計画の目標達成状況、現計画による取組の成果と課題等を踏まえ、その後の計画を定めるもの。

3 計画の進捗状況

(1) 水質について（詳細は“資料 4-3”）

猪苗代湖の pH は平成 23 年度以降横ばいであるが、COD 及び大腸菌群数は、増加傾向にある。

COD については、環境基準を達成しているが、当該計画における水質目標値を達成していない。COD 増加は、湖内での植物プランクトン等による内部生産の増加が原因の 1 つと考えられる。

大腸菌群数については、平成 23 年度以降環境基準を達成していない。しかし、大腸菌数については、湖内でほぼ検出されていないことから、ふん便性由来の汚染ではなく自然由来（土壌等）の大腸菌群であることが考えられる。

裏磐梯湖沼群の COD については、秋元湖のみ環境基準を超過し、他の 4 湖沼については、環境基準を達成しているが、裏磐梯 5 湖沼全てが、当該計画における水質目標値を達成していない。現計画策定時よりも改善傾向が見られるものもあり、全窒素においては毘沙門沼が、全りんにおいては、桧原湖、秋元湖が当該計画における水質目標を達成している（全りんについては、桧原湖、小野川湖、秋元湖に環境基準が適用され、環境基準を達成している）。

(2) 事業達成水準について（詳細は“資料 4-4”）

窒素・りん除去型浄化槽の普及促進などの生活排水対策、栄養塩類を吸収した水生植物の

刈取りなどによる水質改善対策などの取組を行っている。また、行政や様々な団体、個人が一体となって湖岸清掃や水生植物の刈取り等の水環境保全活動を展開している。

当該計画に基づく事業は着実に進められ、当該計画に定める事業達成水準も計画策定時から概ね増加傾向にあるものの、目標達成には至っていない。

4 次期計画について

(1) 計画の位置付け

ア 当該計画は、県総合計画「環境と調和・共生する県づくり」における「豊かな自然環境や美しい景観の保護・保全」を推進するための計画

イ 県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画

ウ 本県における水環境保全の基本的方向性を示した「福島県水環境保全基本計画（平成8年3月策定）」を地域別に具体化して、湖沼の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するための実践的な考え方を示すもの

(2) 計画期間

県総合計画や今年度見直しを予定している「福島県環境基本計画」、「福島県水環境保全基本計画」との整合を図りながら設定する。

(3) 基本的な考え方

猪苗代湖においては、湖水の中性化に伴う自然浄化機能の低下及び湖内の内部生産の増加が生じ、平成14年度以降、CODの上昇傾向が継続している。

また、裏磐梯湖沼群の桧原湖、小野川湖及び秋元湖においてもCODが上昇する傾向が見られ、水質の悪化が懸念されている。

このような状況を踏まえ、次期計画においても、引き続き猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の良好な水質を長期的に維持することや水辺地の生態系の維持などを総合的に捉えた水環境保全のための取組を県民、事業者、県及び関係市町村等が連携して、一層進めていくことを基本的な考え方とする。

加えて、本県の優れた自然環境を代表する国立公園等の魅力向上など、自然環境の保全と調和を図りながら適正な利用を促進し、交流人口の拡大等を目指す「ふくしまグリーン復興構想」などと連携し、本県の自然環境の素晴らしさをより多くの人々が実感し、次の世代にしっかり引き継ぐための取組について、社会情勢や環境変化等を留意しつつ検討を進める。

5 今後の予定

時期	環境審議会		備考
	全体会	第2部会	
令和3年2月	現計画の点検等		
3月頃		施策の方向性等の審議	
5月頃		骨子案の審議	
7月頃		中間整理案の審議	
8月頃			パブリックコメント
9月頃	答申案の審議		
10月以降			計画の改定